

館山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成 25 年規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、館山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の申請は、政務活動費交付申請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

2 会派の代表者は、前項の申請の内容（申請金額を除く。）に変更が生じたときは、速やかに政務活動費申請事項変更届（別記第 2 号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（別記第 3 号様式）により行うものとする。

(交付請求)

第 4 条 会派の代表者は、前条の通知を受けた日から起算して 15 日以内に、政務活動費交付請求書（別記第 4 号様式）を議長を経由して市長に提出するものとする。

(収支報告書)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（別記第 5 号様式）とする。

2 前項の収支報告書を議長に提出するときは、領収書等支払額を示す書類の写しを添付するものとする。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(館山市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の廃止)

2 館山市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 12 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定は、この規則の施行の日以降に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費申請事項変更届、政務活動費交付請求書、議長に提出する政務活動費収支報告書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の館山市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費申請事項変更届、政務調査費交付請求書、議長に提出した政務調査費収支報告書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

別 記

第1号様式（第2条第1項）

経 由

議 長

年 月 日

館山市長

様

会 派 名

代表者氏名

⑩

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

館山市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、 年度分政務活動費を次のとおり申請します。

- 1 申 請 金 額 円
- 2 所 属 議 員 数 人
- 3 経 理 責 任 者 氏 名

第2号様式 (第2条第2項)

経 由

議 長

年 月 日

館山市長 様

会 派 名

代表者氏名 ㊟

政務活動費申請事項変更届

館山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、 年 月 日付けで申請した事項を次のとおり変更したので、届け出ます。

	変 更 前	変 更 後	変 更 日
会 派 名			年 月 日
代 表 者 氏 名			年 月 日
所 属 議 員 数			年 月 日
経 理 責 任 者 氏 名			年 月 日
交付された政務活動費の額			円
所属議員数異動時までに使用した政務活動費の額 (所属議員数に異動があった場合に記入すること。)			円

第4号様式（第4条）

年 月 日

館山市長

様

会 派 名

代表者氏名

㊦

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

館山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、 年度分政務活動費を次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込依頼先

振 込 先	銀行		本店
	金庫		支店
	組合		出張所
預 金 種 別	普通・当座	口 座 番 号	
フリガナ			
口座名義人			

第5号様式（第5条第1項）

経 由	
議	長

年 月 日

館山市議会議長

様

会 派 名

代表者氏名

印

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

館山市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項（第3項）の規定により、 年度
政務活動費に係る収支状況を次のとおり報告します。

収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
政務活動費		
合 計		

支出の部

項 目	決 算 額	摘 要
小 計		
小 計		
小 計		
小 計		
合 計		

収入・差引残額

(年 月 日戻入)

経理責任者氏名

印